

労使関係の基本事項に関する労働協約

国立大学法人信州大学（以下「大学」という。）と信州大学教職員組合（以下「組合」という。）は、労使関係の基本事項に関し、次のとおり協約を締結する。

（良好な労使関係）

第1条 大学と組合は、良好な労使関係を重視する。

（協約の基本）

第2条 大学と組合は、労働基準法（以下「労基法」という。）第1条第2項の規定により、労基法の基準を理由とし労働条件を低下させてはならない。

2 大学と組合は、労働組合法及び労基法の精神に基づき、労使対等の原則により、交渉・協議を通じて労働条件、労使関係に関わる諸問題を話し合い、適切な労働条件を構築すべく努力し、もって労使の信頼関係を確固たるものとする。

3 大学と組合は、労基法第2条第2項の規定に基づき、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

（協約の優先）

第3条 大学と組合が締結した労働協約（形式は問わない。）は、就業規則その他これに関係して大学が制定する諸規則に優先する。

（慣行の遵守）

第4条 大学は、これまで行われてきた慣行を尊重し、次の各号を遵守する。

一 事務職員特別昇給配分基準

二 昇格基準

三 事務機構の改編・現員の増減を伴う変更について

① 事務機構の改編については事前に検討できるように組合に原案を提示すること。

② 人員配置等の変更については事前に検討できるように組合に原案を提示すること。

③ 組合との合意事項のみ実施することとし、合意に達しない部分は現状維持とすること。

四 人事異動について

異動内示と同時に異動内容を組合に提示すること。

五 勤勉手当配分基準

（団結権の保障）

第5条 労働組合の団結権を保障するため、大学は以下の各号の具体的な措置をとる。

一 組合員の正当な組合活動を保障し、組合員が組合活動をしたことを理由に労働条件その他について不利益な取り扱いをしない。

二 組合活動の妨げを目的とした、組合役員（中央執行委員、分会役員）の在任中の配置転換はしない。合理的な事由による配置転換を行なう場合であっても、事前に組合

との協議を必要とする。

三 組合活動に必要な組合室、組合掲示板等については、別途定める協約により便宜供与する。

四 組合活動に対する当局の意見表明は、直接組合員に行なわない（組合執行部との事前協議を必要とする）。

（団体交渉権の保障）

第6条 団体交渉権を保障するため、大学は次の各号の具体的な措置をとる。

一 大学は、組合から団体交渉の申し入れがあったときは、正当な理由がなく、これを拒むことができない。

二 労働条件の変更については、事前に組合の意見を求め、誠意をもって話し合う。

三 団体交渉の方式及び手続きに関しては、別途定める協約による。

（組合活動と就業時間との関係）

第7条 大学は、次の各号の一に該当するものについては、就業時間中の組合活動を認める。

一 団体交渉に出席する場合

二 大学と組合がつくる委員会等に出席する場合

三 大学が必要と認めた事項の説明を行なう場合

四 大学と組合が協議し、必要と認めた組合活動を行う場合

2 大学は、通常の勤務時間と異なる勤務形態の組合員が、自分の休憩時間中に組合活動に関する連絡等を行うことを認める。


（有効期限）

第8条 この協約の有効期限は2004年4月1日から2005年3月31日とする。但し、有効期限満了前に大学又は組合が相手方に対し、この協約の改正についての意思表示をしない場合は、さらに1年間延長するものとし、それ以降も同様とする。

2004年4月1日

国立大学法人信州大学
学 長

信州大学教職員組合
中央執行委員長

小宮山 淳 

鶴岡照喜 